

労災保険の特別加入をご存知ですか！

★農業者の方も労災保険に特別加入することができます。

労災保険は、労働者に対して保険給付を行う制度ですが、農業者の方も業務の実情や災害の発生状況等から、下記の3つの区分のいずれかに該当する場合、特別加入することができます。

※詳細に関しましては、厚生労働省のHPをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-9.html>

A

特定農作業従事者の方



一定の経営規模以上の方が加入できます！

B

指定農業機械作業従事者の方



機械の指定はありますが、経営規模にかかわらず加入できます！

C

中小事業主の方



法人の代表者や役員でも加入できます！

万が一の事故の際にも確実に補償が受けられるように労災保険の特別加入をご検討ください。 → 加入手続き等の詳細については、お近くの県労働局にお問い合わせください。

◆「除草剤の販売・使用について」のサイト開設について

除草剤を販売者は適切に販売し、使用者は適切に使用していただけるように、「除草剤の販売・使用について」のホームページを開設しました。詳しくは、こちらをご覧ください。→



『中国四国「+(プラス)安全min」』とは農業者等が参加する会議、集会、講習会等において、少しの間だけでも時間を割いて農作業安全の話題に触れること。「min」はminutesの略。

令和4年10月26日発行

農林水産省
中国四国農政局

お問い合わせ：生産技術環境課
086-224-4511 (内) 2770
086-230-4249 (夜間直通)

しめよう！シートベルト

毎年、乗用型トラクターの死傷事故が多発しています。「しめよう！シートベルト」を合い言葉に、ステッカーやチラシを使って、シートベルトの着用を呼びかけましょう。



【ステッカー】

事業所への掲示や機材への貼り付けなどによりご利用ください。こちらからダウンロードできます。

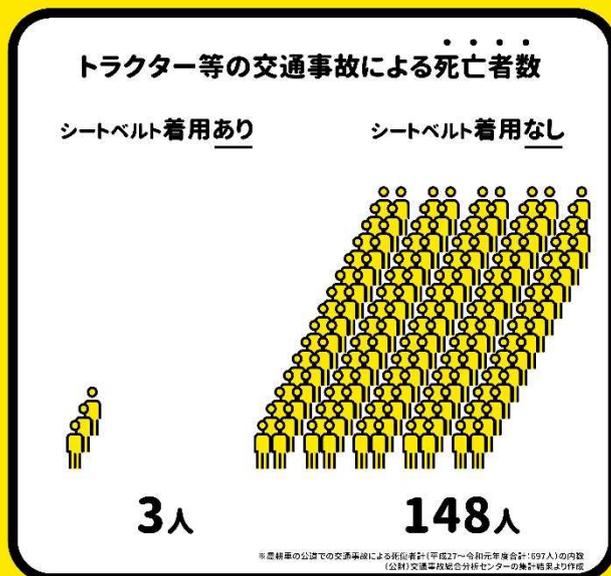


【チラシ】

(公財)交通安全総合分析センターの集計結果(H27~R1)を分析した結果、シートベルトを着用することで死亡事故の発生を大幅に低減することが明らかとなりました。シートベルト着用の効果を周知するチラシ(7種)を作成しましたので、啓発資料としてご使用ください。



シートベルトって、すごい。



トラクターを運転するときは
シートベルトを着用しましょう!!

令和3年秋の農作業安全確認運動
農林水産省